



増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

改正安衛法等はボリュウム一杯 「ホップ・ステップ・ジャンプ」

先般改正された「安衛法と測定
法」（令7年5月14日公布）をこ
の全国労働衛生週間の準備期間中
に確認しませんか？

本改正の趣旨は「多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、②職場のメンタルヘルス対策の強化、③化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、④機械等による労働災害防止の促進、⑤高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずる」とされています。大変重要な改正ですが、ボリュウムがあり夏バテと重なったので消化不良にはご注意ください。その前述①の項は本改正のメインで、最高裁の「建設アスベスト訴訟」の判決を受けてのことです。別掲1のとおりホップ・ステップ・ジャンプと3段階に分けて法令改正が行われ、今回は総仕上げです。安衛法は「労働者保護法」から個人事業者等も含む「作業従事者保護法」に一新されました。感慨深いものがあります。さて、ここで新たに定義づけられ登場したのが「個人事業者」「作業従事役員等」「作業従事者」「作業場所管理事業者」です。施行通達をご覧になり理解を深めてください。なお、改正測定法では「代替化学名等通知者」「通知対象物譲渡者等」も登場します。

ことが本条で明確化されました。条文は「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない」です。施行通達によると、仕事を他人に請け負わせる者には「建設工事とそれ以外の仕事で、個人、一般消費者も含む」とされています。私事ですが、先日、自宅のリフォームを行いました。業者さんには、熱中症に注意してください、とエアコンと扇風機のスイッチを入れ、スポーツドリンクを提供し、またトイレもどうぞ使つてと勧めました。こんなちょっとした個人の配慮も本条に係る責任を履行する行為だと思います。いかがでしょう。

今回の改正は、非常に興味深い内容で、本稿の紹介は一部にとどまっています。厚生労働省の特設サイト、労働政策審議会安全衛生分科会の議事録や付属資料（国会の附帯決議を含む）等をご覧ください。だくことをお勧めします。

今回の改正は、非常に興味深い内容で、本稿の紹介は一部にとどまっています。厚生労働省の特設サイト、労働政策審議会安全衛生分科会の議事録や付属資料（国会の附帯決議を含む）等をご覧ください。だくことをお勧めします。



厚生労働省HP
「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）」

別掲1

最高裁判決を受けてのホップ・ステップ・ジャンプ

最高裁「建設アスベスト（国賠）訴訟」判決（令3年5月）

最高裁は「安衛法第22条（健康障害防止）は、**労働者以外も保護する**」と判決し、厚労省は安衛法令を見直すことになった。

<改正された安衛法令は3回>

- 1回目（ホップ）：令4年4月、改正安衛則等の公布（施行通達：基発0415第1号）最高裁判決を受けて**労働衛生基準に係る11件の省令が改正された**。令5年4月1日施行。
- 2回目（ステップ）：令6年4月、改正安衛則等の公布（施行通達：基発0430第4号）衛生基準だけの改正では不合理なので、**安全基準に係る4省令も改正された**。令7年4月1日施行。
- 3回目（ジャンプ）：令7年5月、改正安衛法等の公布（施行通達：基発0514第1号）**労働者と同じ場所で働く個人事業者等を安衛法による保護の対象、かつ義務の主体として位置づけ**、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めた。令8年4月1日等施行。

別掲2

高年齢者対策と病者の就業支援

改正安衛法（令7年5月公布、令8年4月1日施行）

第62条の2（新設：高年齢者の労働災害防止のための措置）

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

改正労働施策総合推進法（令7年6月公布 令8年4月1日施行） 第27条の3（新設：治療と就業の両立支援）

事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（注）本法の改正は、その他「カスハラ」「就活セクハラ」対策も義務化。

ところで今回、特に法条文に新設された「高年齢労働者の労働災害防止」と「治療と就業の両立支援」（ただし、安衛法ではなく「労働施策総合推進法」に明文化された）を別掲2に紹介します。いずれも努力義務規定ですが、この義務を怠り問題が発生した場合に安全配慮義務違反としての賠償責任が問われる根拠条文となることも考えられ、今後、告示される指針に留意し適切な対応を講ずることが望まれます。

この他に私が注目したのが、改正安衛法第3条第3項です。他人様に物事を注文する際に配慮する